福岡県の副首都指定に関する要望書
～九州・山口各県が国土強靱化と経済成長へ貢献するために～

令和８年７月、「国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律」（令和８年法律第 78 号）が成立した。我が国が直面する首都圏への過度な一極集中リスクへの対応や、国土強靱化の推進、持続的な経済成長を実現するためには、副首都の整備を推進することが不可欠である。

福岡県は、２つの政令指定都市を有し、国の行政機関や企業等が集積しており、国際空港や新幹線などの広域交通ネットワークを備え、九州・山口各県（以下「九州地域」という。）を結ぶ結節点である。さらに、日本海側に位置し、東京圏との同時被災の可能性が相対的に低いという優位性も有している。

また、九州地域は、アジアに近接する地理的優位性に加え、各県には国の機関や重要な産業拠点、研究開発機関等が立地しており、半導体や環境・エネルギー等の戦略的産業、農業産出額が全国の約２割を占める農林水産業など、我が国の経済安全保障を支える多様な産業基盤がある。

福岡県が副首都として担う機能を含め、九州地域それぞれが特性を生かして広域的に連携することにより、大規模災害における強靱なバックアップ体制を構築するとともに、成長著しいアジアの活力を取り込み、九州地域が我が国の経済成長を牽引する新たな拠点となって、東京一極集中の是正を図ることが可能となる。

我々九州地域戦略会議としても、「九州はひとつ」の理念の下、官民一体となって広域的な防災・事業継続体制の構築や産業連携等に全力で取り組んでいく。

ついては、福岡県の副首都指定及びこれを通じた九州地域全体の強靱化と持続的な成長を実現するため、下記の事項について、国において必要な施策を講じるよう強く求める。

記

１　客観的・総合的な評価による福岡県の副首都指定

首都圏との同時被災の可能性が他地域より相対的に低いことに加え、行政機関と産業が集積していること等を客観的かつ総合的に評価し、福岡県を副首都として指定すること。その整備に当たっては、福岡県のアジアとの近接性及び他の九州地域との広域的な連携を生かし、地域全体の強靱化と持続的な成長につながるものとすること。

２　副首都の整備に向けた措置

福岡県が副首都として首都中枢機能を確実に代替し、多極分散型経済圏形成に向けた役割が十分果たせるよう、国の機関等の拠点整備や都市基盤の整備を進めること。あわせて、企業の本社・研究開発機能等の移転・立地を促進するため、必要な措置を講じること。

３　副首都機能強化のための九州地域全体の底上げ

福岡県が副首都としての機能を確実に発揮し、多重性・代替性を確保できるよう、他圏域との連携も見据え、西日本との広域的なつながりを含めた九州地域全体の広域交通・物流ネットワーク、情報通信・デジタル基盤、エネルギー供給網等の整備及び広域的な防災・事業継続体制の強化を推進すること。

また、副首都から九州地域全体に及ぶ多極分散型経済圏の形成につながるよう、各県への国及び企業の拠点機能等移転や民間投資の促進、産業基盤の強化等を図るため、規制緩和や税制上の措置、民間資金の活用など必要な支援を行うこと。

令和８年 10 月　日

九州地域戦略会議

共同議長（宮崎県知事）	河野　俊嗣
共同議長（一般社団法人九州経済連合会会長）	池辺　和弘
福岡県知事	服部　誠太郎
佐賀県知事	山口　祥義
長崎県知事	平田　研
熊本県知事	木村　敬
大分県知事	佐藤　樹一郎
鹿児島県知事	塩田　康一
沖縄県知事	古謝　玄太
山口県知事	村岡　嗣政
九州商工会議所連合会会長	谷川　浩道
九州経済同友会代表委員	青柳　俊彦
九州経済同友会代表委員	山川　信彦
九州経営者協会会長	倉富　純男